

川口市立高等学校・附属中学校PTA・後援会「慶弔規程」

第1条 この規程は、川口市立高等学校・附属中学校PTA（以下、「PTA」という。）及び川口市立高等学校・附属中学校後援会（以下、「後援会」という。）の会員・生徒に対する慶弔について定めるものである。

第2条 本会の会員、生徒に対して、別に定めるPTAおよび後援会「表彰規程」により謝意、表彰を行う。

第3条 本会の会員、生徒に対する傷病等、見舞金、弔慰金は下記のとおり定める。

(1) 会員

区分		金額	備考
弔慰金		10,000円 および花輪等	生徒の父母・父母以外の保護者 及び教職員の死亡
災害見舞金	全焼	10,000円	
	半焼	5,000円	

(2) 生徒

区分		金額	備考
傷病見舞金		5,000円	傷病によって引き続き30日 以上入院療養を要する場合
弔慰金		10,000円 および花輪等	

第4条 特別の事情等のある場合には、会長は適宜措置をとることができる。
ただし直近の常任理事会に報告するものとする。

第5条 この規程の改廃は、常任理事会に諮るものとする。

附 則

本会則は、平成30年 4月 1日から施行する。

本会則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

本会則は、令和 7年 5月24日から施行する。